

## 第23回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年3月18日（木）

午後6時30分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 「感染拡大の抑え込みに向けた今後の取組」の実施状況について
- (3) 感染再拡大防止策について
- (4) 緊急事態宣言解除後の協力要請等について
- (5) その他

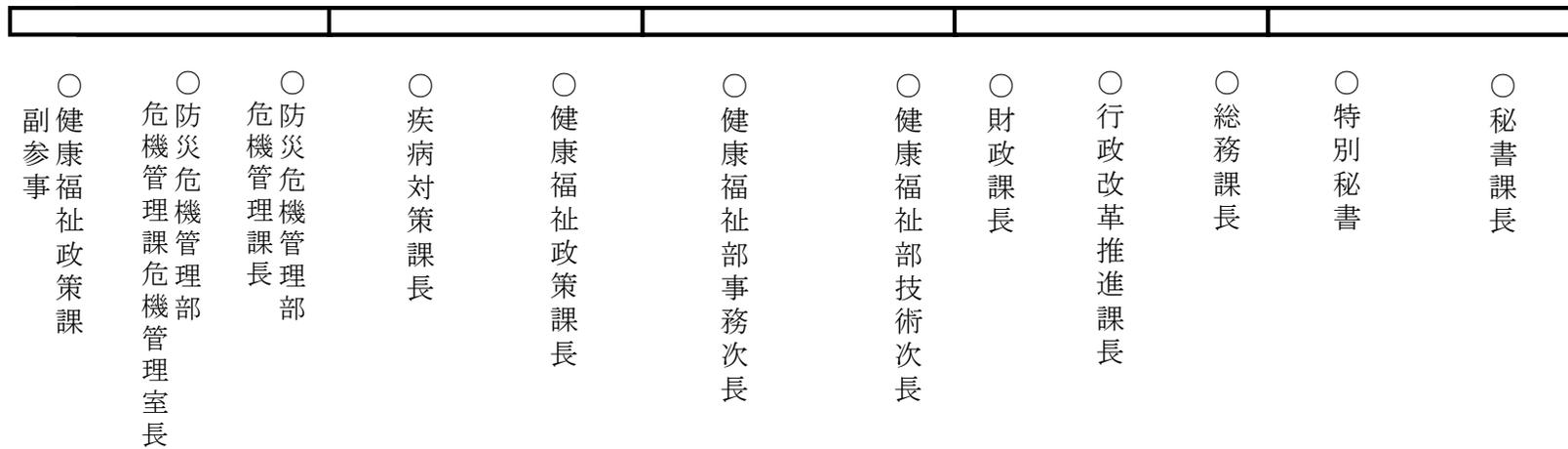
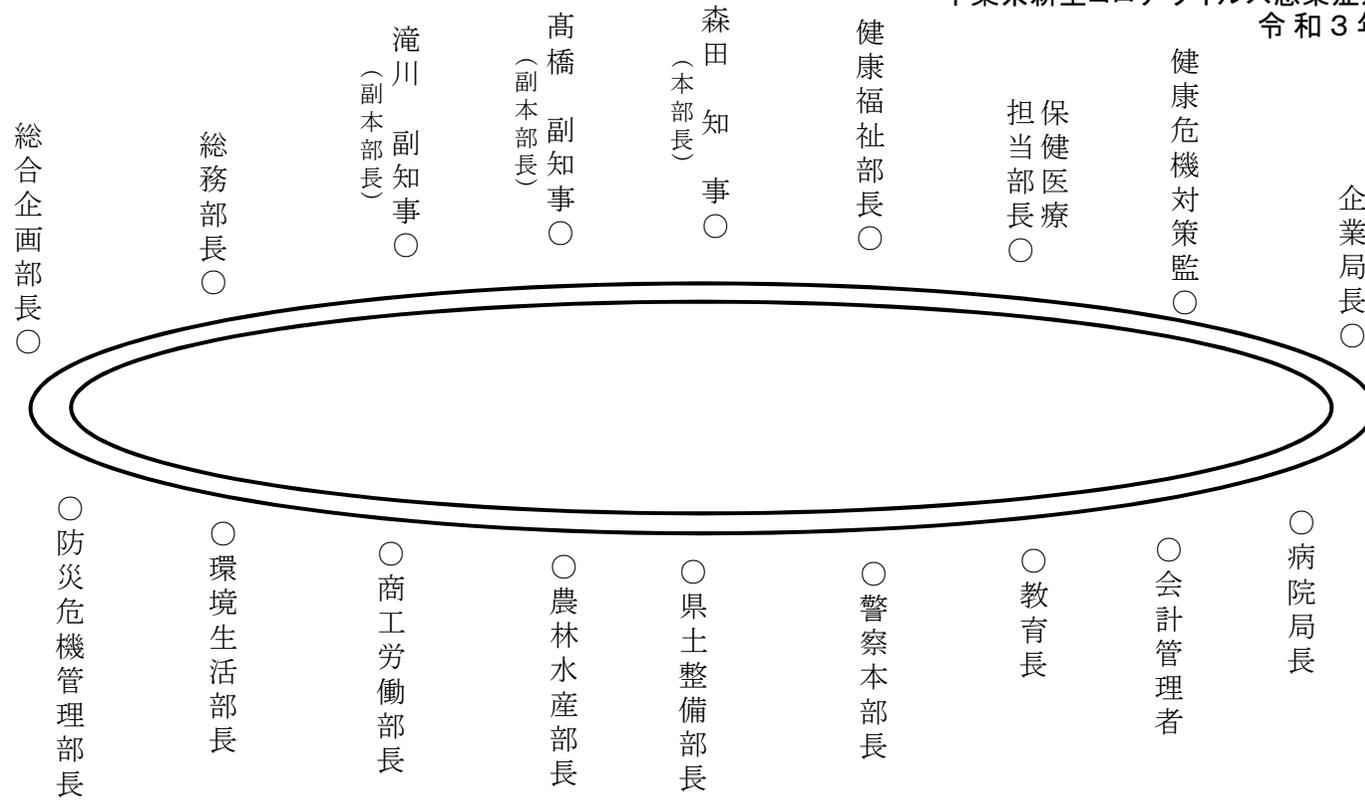
### 3 閉 会

# 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和3年3月18日(木)

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次  
令和3年3月18日



# 新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和3年3月18日(木)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

# 感染状況等に係る千葉県の指標（再度の協力要請等の判断基準）

➤ 下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断する。

指標	本日の数値 (3月17日)	目安	
		警報	再要請
<b>1. 感染状況</b>			
① 新規感染者数 (直近7日間平均)	100.7人	5人以上/日	10人以上/日
② 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較)	0.97	1を上回る	1.5を上回る
③ 直近1週間の新規感染者数に占める60歳以上の割合	36.7%(259/705)	総合的に判断するための項目	
④ 直近1週間の感染経路不明者数の割合 (調査中の者を含む)	47.0%(331/705)	総合的に判断するための項目	
⑤ PCR検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を除く)	5.80% (3月14日時点)	3.5%以上	7%以上
<b>2. 医療提供体制</b>			
① 入院者数/確保病床数=病床稼働率	36.1%(491/1,361)	総合的に判断するための項目	
② 重症者数	20人	総合的に判断するための項目	
③ ホテル療養者数/確保部屋数=ホテル稼働率	17.3%(167/968)	総合的に判断するための項目	

注) 1. ①～⑤は7日間の平均で算出。

# 指標①：新規感染者数（直近7日間平均）

○ 新規感染者数(直近7日間平均)は、12月中旬以降、急速に増加し、1月19日に過去最多の456.4人となった。その後は減少傾向に転じたが、減少スピードが鈍化しており、3月17日時点では100.7人となっている。

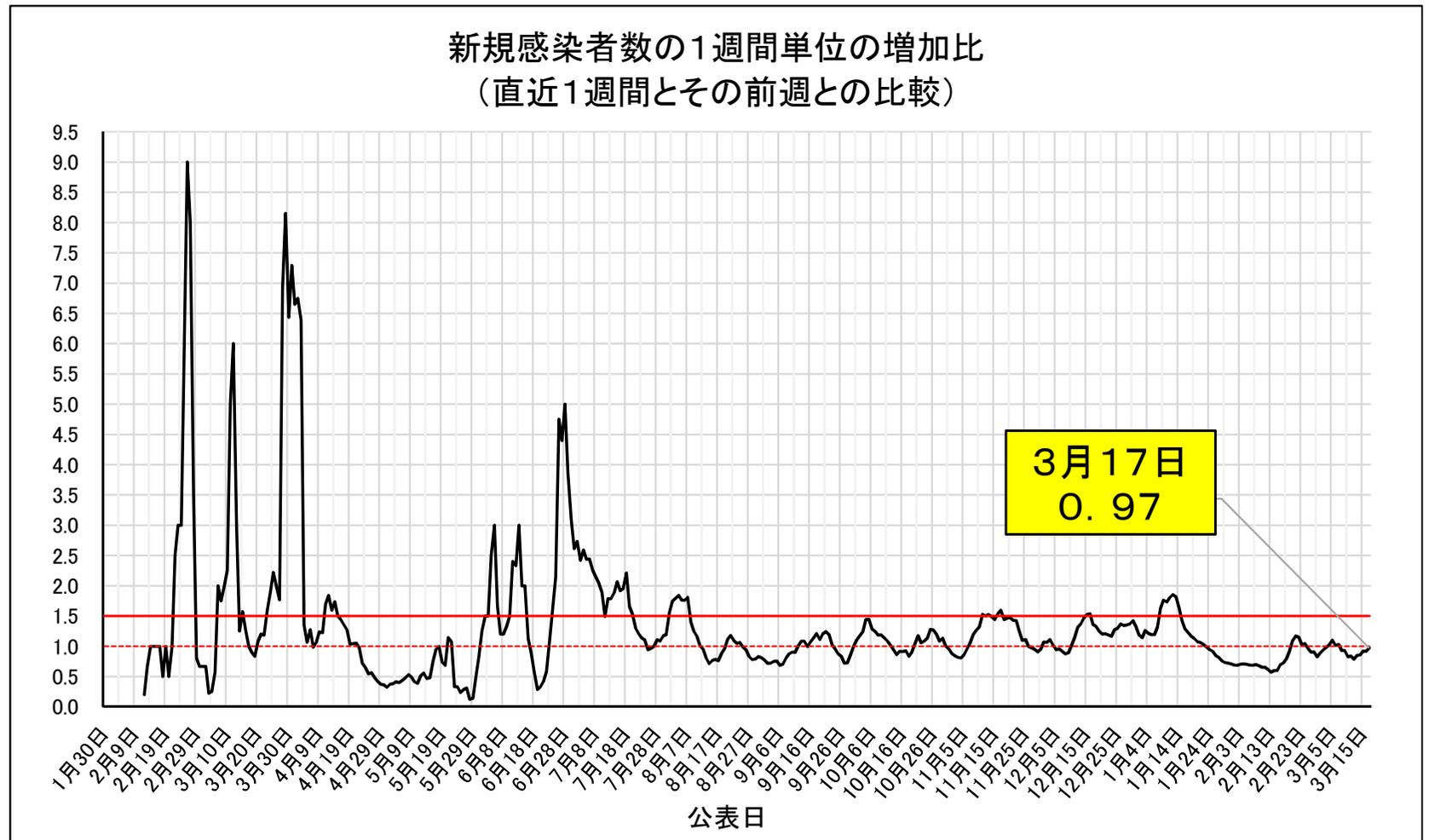


## 指標②：新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）

○ 新規感染者数の1週間単位の増加比は、12月中旬以降、1.0を超える日が続き、1月12日には1.85となった。1月下旬以降は1.0を下回る水準で推移し、2月下旬から3月上旬にかけて1.0を超える日もあったが、3月8日以降は1.0を下回る日が続き、3月17日までの直近1週間とその前週との比較では0.97となっている。

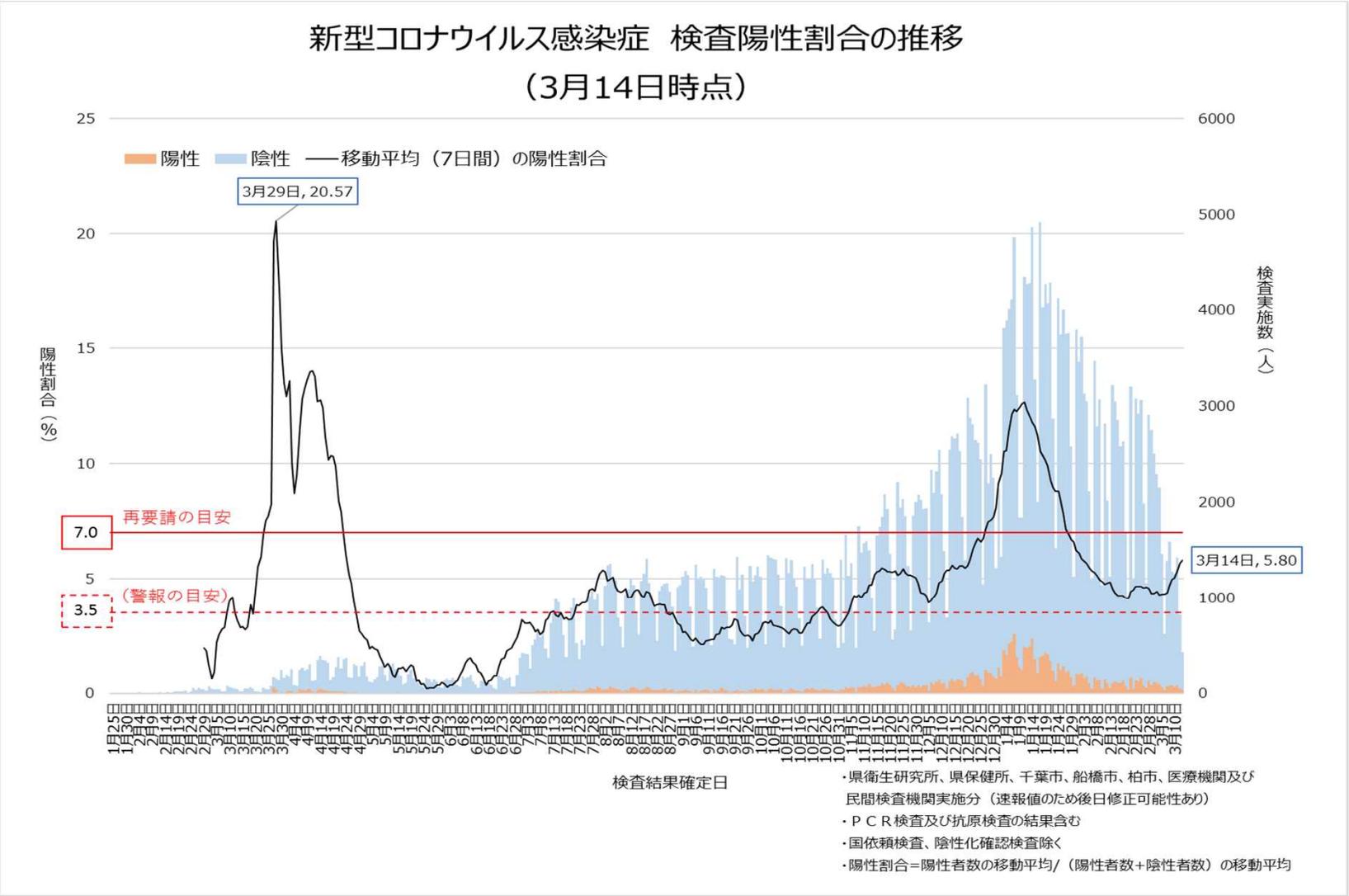
（※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増）

再要請の目安 1.5  
警報の目安 1.0



# 指標⑤：PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

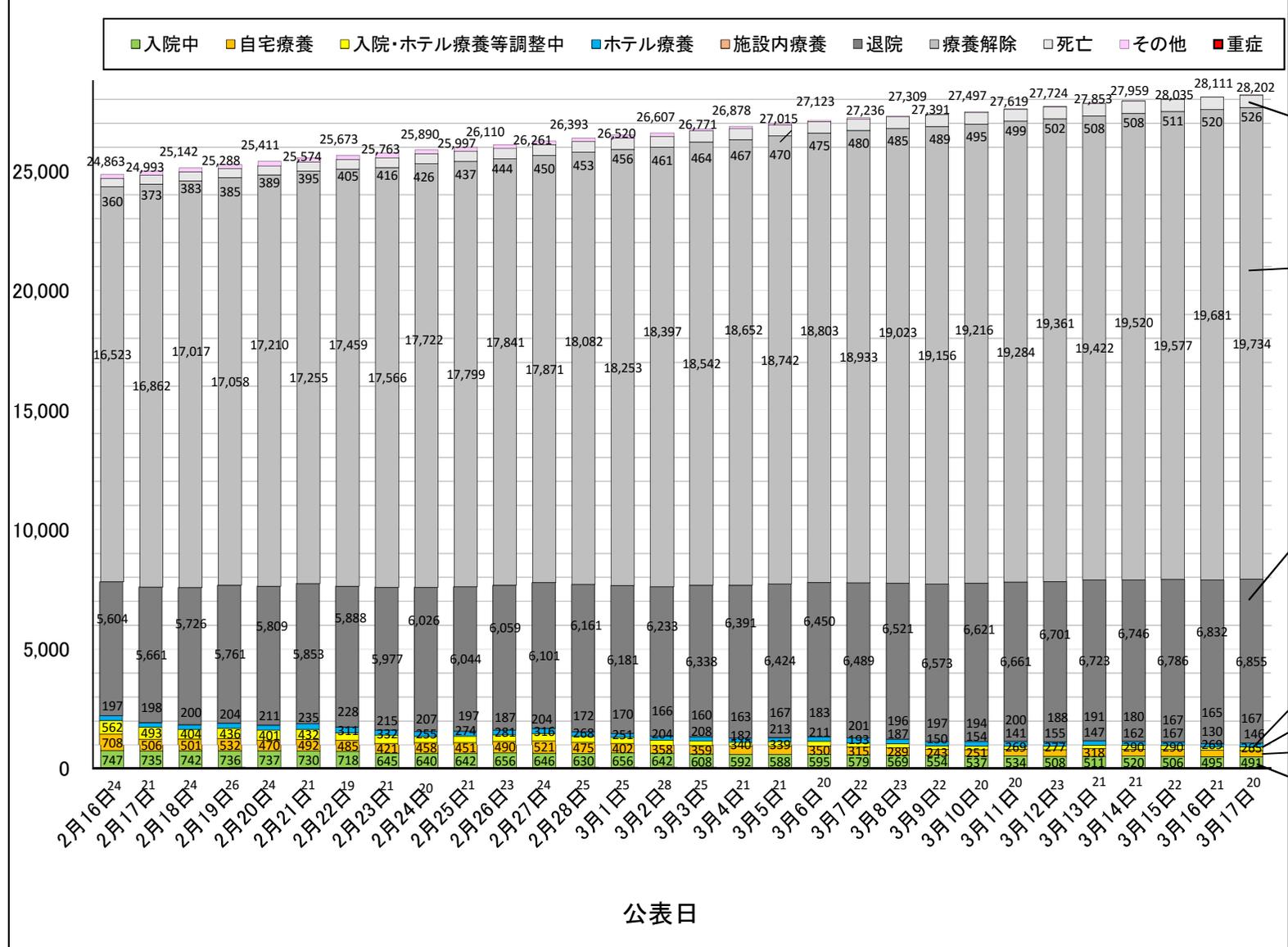
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、12月以降上昇し、1月に入ると10%を超える日が続いていたが、その後、減少傾向に転じ、2月上旬以降は5%前後で推移しており、3月14日までの直近1週間の平均は5.80%となっている。



期間	陽性割合
1/18 ~1/24	8.78%
1/25 ~1/31	6.61%
2/1 ~2/7	5.32%
2/8 ~2/14	4.84%
2/15 ~2/21	4.14%
2/22 ~2/28	4.62%
3/1 ~3/7	4.31%
3/8 ~3/14	5.80%

# 【参考】感染者の状況別内訳

## 新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)



**累積感染者数**  
28,202名  
(3月17日公表時点)

死亡 526名

療養解除 19,734名

退院 6,855名

療養が必要な方: 1,069名

ホテル療養	167名
入院・ホテル療養調整中	146名
自宅療養	265名
入院中 (うち重症)	491名 (20名)

## 【参考】政府の指標及び目安（千葉県の実況等）

項目	本日の数値 (3月17日)	指標	
		ステージⅢ	ステージⅣ
医療提供体制等の負荷			
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 最大確保病床の占有率	40.9%(491/1,200)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率	36.1%(491/1,361)	1/4(25%)以上	—
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 最大確保病床の占有率	11.1%(20/180)	1/5(20%)以上	1/2(50%)以上
① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率	21.7%(20/92)	1/4(25%)以上	—
② 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数	17.37人	15人以上	25人以上
監視体制			
③ PCR陽性率	5.80% (3月14日時点)	10%	10%
感染の状況			
④ 新規報告数	11.26人	15人/10万人 /週以上	25人/10万人 /週以上
⑤ 直近一週間と先週一週間の比較	0.97	直近一週間が 先週一週間より多い	直近一週間が 先週一週間より多い
⑥ 感染経路不明割合	47.0%(331/705)	50%	50%

注)②療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

# 【参考】新規感染者の公表数（令和3年2月15日～）

		( )内は直近7日間の合計 [ ]内は直近1週間とその前週との比較						
		月	火	水	木	金	土	日
2月	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	
	136名	145名	130名	149名	146名	123名	163名	
	(829名)	(876名)	(861名)	(883名)	(912名)	(937名)	(992名)	
	[0.60]	[0.70]	[0.73]	[0.80]	[0.92]	[1.09]	[1.17]	
2月	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	
	99名	90名	127名	107名	113名	151名	132名	
	(955名)	(900名)	(897名)	(855名)	(822名)	(850名)	(819名)	
	[1.15]	[1.03]	[1.04]	[0.97]	[0.90]	[0.91]	[0.83]	
3月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
	127名	87名	164名	107名	137名	108名	113名	
	(847名)	(844名)	(881名)	(881名)	(905名)	(862名)	(843名)	
	[0.89]	[0.94]	[0.98]	[1.03]	[1.10]	[1.01]	[1.03]	
3月	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	
	73名	82名	106名	122名	105名	129名	106名	
	(789名)	(784名)	(726名)	(741名)	(709名)	(730名)	(723名)	
	[0.93]	[0.93]	[0.82]	[0.84]	[0.78]	[0.85]	[0.86]	
3月	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	
	76名	76名	91名					
	(726名)	(720名)	(705名)					
	[0.92]	[0.92]	[0.97]					
※		赤色は前週と比較して増加 青色は前週と比較して減少						

# 「感染拡大の抑え込みに向けた今後の取組」の実施状況について

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 県民・事業者への呼びかけの強化

### (1) 感染防止対策の徹底を改めて呼びかけるため、業界団体、学校・関係機関等に対し、個別事業者、従業員や学生等への周知徹底を依頼

#### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月5日に業界団体や大学、市町村等に対し、個別事業者や学生、市民等への周知依頼を改めて実施

### (2) 複数の媒体を活用した広報・啓発

#### 【これまでの主な実施内容】

- 下記のとおり広報・啓発を実施
  - ・ 3月9日から3月11日に千葉日報に要請内容を掲載
  - ・ 3月13日にラジオCMを実施
  - ・ 3月15日からGoogle、Yahoo!にバナー広告を掲載
- 上記(1)にあわせて知事メッセージ動画のURLを送付

### (3) 不要不急の外出自粛要請や営業時間短縮要請等に関して、引き続き、見回りや働きかけ活動を徹底

#### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月6日から3月11日に千葉市や船橋市などにおける飲食店見回り活動を実施し、営業時間短縮要請への協力要請を実施
- ・ 3月16日、17日に特措法第45条2項に基づき、28店舗の飲食店等に対し要請文書を発出

## 2 モニタリングの強化

### (1) 変異株のモニタリングの強化（サンプリング検査の拡充）

#### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 衛生研究所における変異株PCR検査について、検査頻度を「週1回」から「週2回以上」に拡充

### (2) 感染状況等の分析

#### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 感染拡大を早期探知するため、内閣府と連携を図りながら、学校や繁華街などで実施するモニタリング検査の実施に向け調整中
- ・ 保健所設置市の千葉市、船橋市及び柏市との連携会議を開催し、疫学情報などを共有
- ・ 高齢者施設等のクラスターに係る分析の実施

### 3 クラスター対策の強化

#### (1) モニタリングによるクラスター等対策チームの早期介入

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月7日から3月17日までに、モニタリングにより、陽性者が発生した3施設に対し、クラスター化前に早期にチームを派遣  
※ 上記のほか、クラスターが発生したケース8件にチームを派遣

#### (2) クラスター等対策チームの拡充

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 改めて各医療機関の医師・看護師に対しチームへの参加を呼びかけ、3月17日時点で医師・看護師、国立感染症研究所での専門家研修修了者いわゆるFETPの合計103名でチームを形成

#### (3) 高齢者施設等におけるPCR検査の拡充（県内全域で実施）

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 3月末までに県内全域の高齢者施設等約3,600施設の従業者を対象として検査を実施することとし、3月15日までに709施設（22,399人）の検査を実施し、9名の陽性者を確認（陽性率0.04%）。陽性者を直ちに隔離し、感染拡大を未然に防止

### 4 医療提供体制の充実

#### (1) 医療従事者へのワクチン接種の開始

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 202,528人を対象に3月3日から接種開始

#### (2) 休日・夜間輪番体制の充実

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 1日当たり最大3病院の体制に拡充した「夜間輪番体制」について、適切に運用

#### (3) 自宅療養者の外来・往診体制整備

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 自宅・ホテル療養者の容態に応じて、外来・往診を行う体制の整備、運用の開始

#### (4) 後方支援医療機関の活用

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 後方支援医療機関94病院（177床）を確保し、2月1日から2月末までに93名、3月1日から3月12日までに30名転院
- ・ 老健施設80施設において、退院基準を満たす患者の受入れ協力開始

#### (5) 宿泊療養施設の十分な活用

##### 【これまでの主な実施内容】

- ・ 原則として宿泊療養を推奨することを保健所へ再周知

※ 確保病床数の増加

3月5日時点1,264床 → 3月18日時点1,361床

# 感染再拡大防止策について

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の解除後において、感染再拡大防止のため、基本的対処方針等諮問委員会の見解を踏まえ、下記の事項への対応を強化していく。

## 1 継続した協力要請の実施

- (1) 不要不急の外出自粛や営業時間短縮に係る協力要請の実施
- (2) 国と一体となった広報・啓発活動の実施

## 2 モニタリングの体制強化等

- (1) 保健所設置市（千葉市、船橋市、柏市）との疫学情報の共有化による感染拡大予兆の探知
- (2) 繁華街や学校等における感染拡大を早期探知するためのモニタリング検査の実施
- (3) 人流の多い地域の保健所における深掘積極的疫学調査（※）の実施  
※ 隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」を  
探知するための疫学調査
- (4) 保健所の体制強化（人材育成・確保、専門家受入れ、ICT化の推進）

## 3 クラスター予防対策の強化

- (1) 県内全域の高齢者施設等における従業員へのPCR検査の実施
  - ・ 3月末までに県内全域を対象に1回実施
  - ・ 4月以降についても当面、定期的に実施
- (2) 高齢者施設等における感染症リーダーの設置等の検討
- (3) 高齢者施設等に対する見回り指導や感染症リーダー研修等の実施

## 4 「変異株」への対応の強化

- (1) 監視体制の強化
  - ・ 新規陽性者数に占めるスクリーニング検査割合の引き上げ
- (2) 積極的疫学調査の徹底

## 5 医療提供体制の更なる充実

※ 次の波に備え、医療機関の役割分担を定め、県内全ての医療機関に対し通知文を発出

## 6 ワクチン接種の適切な実施

- (1) 医療従事者への接種継続
- (2) 高齢者をはじめとした住民への接種開始

# 案

令和3年3月18日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について

令和3年3月18日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、千葉県を含む4都県を指定していた緊急事態宣言を3月21日までで解除することを決定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要 <<解除に伴う変更>>

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置区域から除外された都道府県においては、「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とする。
- 再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や、公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。

### 2 県における基本的な考え方 <<解除に伴う変更>>

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策を継続する。
- ③ 再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、迅速かつ適切に取組の強化を図る。
- ④ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域とする。

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について 【第24条9項】

《根拠条項、内容の変更及び項目の追加》

#### (1) 県民の皆様へ

##### ○ 年度末等に向けて行われる行事等の注意 ～歓送迎会などは自粛～

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものは、親族等での集まりも含めて、自粛してください。花見時期における、県管理の屋外施設での宴会等は、自粛をお願いします。

卒業旅行も、自粛するようお願いします。

卒業式等の行事は、感染防止策を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保するなど、適切な開催方法を検討してください。

特に、より多くの人が集まる行事、例えば大学の卒業式は、適切な開催の在り方を慎重に判断してください。

##### ○ 不要不急の外出自粛を徹底 ～昼夜を問わず、徹底！～

日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、**21時以降**の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

##### ○ 基本的な感染対策を徹底 ～会話するときはマスクを着用～

「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

「新しい生活様式の実践例」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

##### ○ 飲食時の注意 ～昼夜や場所を問わず黙食・**少人数**で～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。

同居家族以外ではいつも近くにいる人と、少人数でお願いします。

飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさの亚克力板も設置され、混雑していない店を選び、食事は短時間で、深酒をしないようにお願いします。

## ○ カラオケの利用の際の注意 ～マスク等の着用を～

カラオケが設置されているお店の利用にあたっては、感染防止対策の徹底を確認し、歌唱中のマスク等の着用、マイクの都度の消毒など、対策の徹底をお願いします。

また、適切な換気等、お店から求められる感染防止策に協力してください。

## (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ

期間：令和3年3月22日（月）から当面4月11日（日）まで

※4月12日（月）以降については、国の通知により延長する可能性があります。

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。
- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。
- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

・ 収容定員が設定されている場合は

「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方。

・ 収容定員が設定されていない場合は「10,000人」。

※ 上記の人数制限の基準は、原則として令和3年3月18日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。準備が間に合わない場合は、遅くとも令和3年3月23日以降に新規で販売される入場券等に適用してください。

※ 上記以外の条件の詳細については、千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

## (3) 事業者の皆様へ

### ① 県内全域の「飲食店<sup>\*1</sup>」・「遊興施設<sup>\*2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和3年3月22日（月）から当面3月31日（水）まで

※4月1日（木）以降については、延長する可能性があります。

- 「21時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

○ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

特に、以下の事項に留意してください。

- ・ 徹底した換気を行ってください。
  - ※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(1000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
  - ※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- ・ 「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上(目安1~2m)確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽版(アクリル板等)を設置するなどの工夫をしてください。
- ・ 店内での会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなどの工夫をしてください。
- ・ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。
- ・ 店舗入口及び店内に、「食事中以外はマスクの着用をお願いします」「発熱や咳などの異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく」旨を掲示してください。

※ 原則として、全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。  
※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

② 県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 21時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組(マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等)や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等)に注意す

るよう、周知してください。

- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン\*が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。
- 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。
  - ※ 業種別のガイドライン  
(内閣官房ホームページ) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
  - ※ 「チーバくん」がデザインされた「感染拡大防止対策チェックリスト」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/ncovchecklist.html>
  - ※ 「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」  
(千葉県ホームページ)  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti32.html>

#### 4 特措法に基づく要請とあわせたいについて 《内容の変更》

##### (1) 飲食店以外の施設の皆様へ

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

期間：令和3年3月22日（月）から当面3月31日（水）まで

※4月1日（木）以降については、延長する可能性があります。

- 「21時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- 収容人数が5,000人を超えるような大規模施設にあつては、イベントの開催制限と同様の上限人数としてください。
- ※ 上記の人数制限の基準は、原則として令和3年3月18日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。準備が間に合わない場合は、遅くとも令和3年3月23日以降に新規で販売される入場券等に適用してください。

- ② 対象：遊興施設\*（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生

医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く)、サービス業を営む店舗(1,000平米超・生活必需サービスを除く)

期間：令和3年3月22日(月)から当面3月31日(水)まで

※4月1日(木)以降については、延長する可能性があります。

- 「21時から5時」は営業しないでください。
  - 酒類を提供する場合は11時から20時までとしてください。
  - 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。
- ※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

## (2) イベント主催者の皆様へ

施設の管理者の皆様へ、21時までの営業短縮をお願いしていることを踏まえ、イベント主催者の皆様も21時までの開催に御留意いただくようお願いいたします。

## 5 その他の事項 《変更なし》

- ① 「GoToイート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけを継続します。(当面の間)  
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。  
※ 食事券の利用期限は6月30日までとされています。
- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止を継続します。(当面の間)  
なお、事業再開の際は改めて発表させていただきます。  
宿泊優待券の利用期限は「令和3年6月30日チェックアウトまで」です。

**【問い合わせ先】**

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL0570-003-894

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL0570-054-389

## 段階的緩和期間

3月22日～3月31日

4月1日～

県民・都民向け

- 不要不急の外出自粛の要請

飲食店等

- 営業時間の短縮要請  
【時間】21時まで（酒類の提供は11時から20時まで）  
【区域】県内・都内全域  
【協力金】4万円/日（一律）
- ガイドライン遵守の要請

遊興施設等

- 時短等の働きかけ（21時まで）
- ガイドライン遵守の要請

イベント  
開催

- 開催制限の要請 ※国の事務連絡により示された期日まで。以降、段階的に緩和  
【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内  
【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）  
のいずれか大きいほう  
※収容率、上限人数のいずれか小さいほう
- 時短等の働きかけ（21時まで）、ガイドライン遵守の要請

感染状況や  
医療提供体制等を  
踏まえ、別途調整

事業者  
向け

## 県有施設の利用制限の緩和について

令和3年3月18日

総務部

令和3年3月18日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議での議論を経て決定された本県の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について」を踏まえ、次のとおり県有施設の利用制限を変更します。

### 記

- 1 利用を再開する施設について  
文書館、博物館、美術館など
- 2 利用時間短縮などの制限を緩和する施設について  
文化会館、幕張メッセ、青少年教育施設、図書館など

※ 各施設の利用制限の状況は、別添のとおりです。  
なお、今後の感染状況によって、変更する場合があります。

担当：総務部 行政改革推進課

電話：043-223-2046

# 県有施設の利用制限緩和（解除）の状況（令和3年3月18日現在）

○3月22日（月）から再開・制限緩和をする施設

## 1 現在休館しているが、宣言解除にあたり利用を再開する施設

全体No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
1	総務部	政策法務課 043-223-2152	千葉県文書館	ビデオ視聴室は閉鎖	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） ・HPでの資料検索 ・郵送による有償資料の頒布 ・電話等によるレファレンス
2	総合企画部	男女共同参画課 043-223-2379	千葉県男女共同参画センター	一部利用制限あり	全面休館（ただし、以下のサービスは継続） ・図書、映像資料、行政資料に係るレファレンス及び郵送による貸出 ・相談事業
3	防災危機管理部	防災政策課 043-223-2176	千葉県西部防災センター	一部利用制限あり	全面休館
4	環境生活部	自然保護課 043-223-2056	自然公園施設 大房岬自然公園施設	全面再開	一部休館（休業）
5	環境生活部	くらし安全推進課 043-223-2292	千葉県消費者センター	研修室及び研修ホールは入室人数の制限あり	一部休館（休業） ①研修室及び研修ホール（緊急事態宣言の間） ②閲覧室（緊急事態宣言の間） ③来所相談（緊急事態宣言の間は原則休止・電話相談は通常どおり実施）

## 2 利用制限を緩和する施設

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
1	健康福祉部	障害者福祉推進課 043-223-2340	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	営業時間を午後8時までに短縮
2	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県文化会館	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)
3	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県東総文化会館	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)
4	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 千葉県南総文化ホール	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)
5	環境生活部	県民生活・文化課 043-223-2406	文化会館 青葉の森公園芸術文化ホール	・イベント開催制限を遵守する。 ・21時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)	原則休館 ※ただし、既にチケット販売や事前予約が行われている場合は対象外とする。 ○予約済の催物の取扱い ・イベント開催制限を遵守する。 ・20時までに利用を終えるよう要請する(チケット販売済のものを除く。)
6	商工労働部	経済政策課 043-223-2733	幕張メッセ国際展示場(日本コンベンションセンター国際展示場)	・集客イベントについては、21時以降の使用制限。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。	・休館しない(感染拡大防止措置を講じた上で運営継続)。 ・イベント開催制限を遵守する。 ・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。 ・集客イベントについては、20時以降の使用を制限する。

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
7	商工労働部	産業振興課 043-223-2718	東葛テクノプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室等については、21時以降の使用制限。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> <li>・会議室等については、20時以降の使用を制限する。</li> </ul>
8	商工労働部	企業立地課 043-223-2443	かずさアカデミアホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21時以降の使用制限。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> <li>・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休館しない（感染拡大防止措置を講じた上で運営継続）。</li> <li>・イベント開催制限を遵守する。</li> <li>・予約の無い日は施設入口を閉鎖する。</li> <li>・20時以降の使用を制限する。</li> </ul>
9	農林水産部	担い手支援課 043-223-2904	農業大学校	部活動の再開 (春休み期間のため、実際の部活動の再開時期は4/8入学式以降となる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休校せずに運営</li> <li>・部活動は中止</li> </ul>
10	農林水産部	森林課 043-223-2947	内浦山県民の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間の制限を解除(9時～20時⇒9時～21時)</li> <li>・イベント等については個別に対応を検討する。</li> </ul>	<p>引き続き開館することとし、イベント等については個別に対応を検討する。</p> <p><b>【20時以降の利用制限】</b> 下記施設について、20時以降の利用を制限する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化体育館</li> <li>・会議室</li> </ul> <p>* 宿泊棟の食堂（飲食提供）は通常営業時間が20時まで</p>
11	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	富津公園	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	21時までの利用を20時までに短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・野外劇場</li> <li>・屋内プール</li> <li>・トレーニング室</li> </ul> (緊急事態宣言の間)
12	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	館山運動公園	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	21時までの利用を20時までに短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館</li> <li>・庭球場</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・会議室</li> </ul> (緊急事態宣言の間)
13	県土整備部	公園緑地課 043-223-3930	柏の葉公園	利用時間の短縮を解除 (9時～20時⇒9時～21時)	21時までの利用を20時までに短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館</li> <li>・総合競技場</li> <li>・庭球場</li> <li>・茶室</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・会議室</li> </ul> (緊急事態宣言の間)

## ○3月23日（火）から再開・利用緩和をする施設

### 1 現在休館しているが、宣言解除にあたり利用を再開する施設

全体No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
1	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立房総のむら	一部利用制限あり	臨時休館
2	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 本館	・同時入館者数の制限や体験型展示等に利用制限あり ・開館時間は10時～16時30分	臨時休館
3	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 大利根分館	同時入館者数の制限や体験型展示等に利用制限あり	臨時休館
4	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 大多喜城分館	同時入館者数の制限や体験型展示等に利用制限あり	臨時休館
5	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立中央博物館 分館海の博物館	同時入館者数の制限や体験型展示等に利用制限あり	臨時休館
6	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立関宿城博物館	同時入館者数の制限や体験型展示等に利用制限あり	臨時休館
7	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立美術館	同時入館者数の制限や体験型展示等に利用制限あり	臨時休館
8	教育庁	文化財課 043-223-4127	千葉県立現代産業科学館	・同時入館者数の制限や体験型展示等に利用制限あり ・開館時間は9時～15時30分	臨時休館

## 2 利用制限を緩和する施設

全体 No	部名	課名 (問合せ先)	施設名	制限緩和（解除）後の内容	制限緩和（解除）前の内容
1	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立手賀の丘少年 自然の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限 あり)	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
2	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立水郷小見川少年 自然の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限 あり)	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
3	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立君津亀山少年 自然の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限 あり)	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
4	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立東金青年の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限 あり)	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
5	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	千葉県立鴨川青年の家	新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限 あり)	利用者の人数を制限するなどして開所 する。 1月8日～新規予約受入れ中止。 予約済みは利用可能。
6	教育庁	生涯学習課 043-223-4168	さわやかちば県民プラザ	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～21時) 新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限 あり)	閉所時間を21時から17時とする。 ただし、予約済みの利用は可能。 1月8日～新規予約受入れ中止
7	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立中央図書館	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～19時) 入館人数や滞在時間等の利用制限あり	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮(平日9時～ 19時⇒9時～17時)
8	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立西部図書館	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～19時) 入館人数や滞在時間等の利用制限あり	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮(平日9時～ 19時⇒9時～17時)
9	教育庁	生涯学習課 043-223-4070	千葉県立東部図書館	利用時間の短縮を解除 (9時～17時⇒9時～19時) 入館人数や滞在時間等の利用制限あり	①館内滞在人数を制限(継続) ②開館時間を2時間短縮(平日9時～ 19時⇒9時～17時)
10	教育庁	学習指導課 043-223-4052	総合教育センター	研修参加人数等の利用制限あり	一部休業(集合研修なし)
11	教育庁	体育課 043-223-4106	千葉県総合スポーツ センター	利用時間の短縮を解除 (9時～19時⇒9時～21時) 新規予約受入れ再開 (利用人数や一部施設等の利用制限 あり)	営業時間の短縮 9時～21時⇒9時～19時 新規予約の停止

# 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の役割分担について

令和3年3月18日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

次の波に備えて、県内全ての医療機関で新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていただくため、各医療機関の機能に応じた役割として、以下の事項を依頼しています。

## 第1 病院

### 1 全ての病院に対する依頼

#### (1) 平時の感染防止策

医療機関に求められる感染防止策を平時から徹底すること。

特に、自院で入院中の患者が発熱した際には、必要に応じて検査を実施すること。

#### (2) 退院基準を満たし通常医療（入院医療）の提供を必要とする患者への対応

退院基準を満たした者については、一般患者と同様に入院医療を提供すること。

### 2 病院の機能に応じた依頼

#### (1) 入院医療

##### ア 災害拠点病院（27病院）

下記項目のいずれかを満たすように入院医療体制を整備すること。

○ 新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床数の5%以上確保すること。

○ 新型コロナウイルス感染症重症患者用病床を一般病床数の1%以上確保すること。

※ 地域の入院医療体制として上記項目のいずれかを満たす形でもよい。

##### イ 救急告示病院（146病院）

200床以上の一般病床数を持つ病院（災害拠点病院を除く33病院）においては、新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床数の3%以上確保すること。

また、特に夜間の緊急搬送調整が困難になっていることから、新型コロナウイルス感染症患者用病床を確保する病院においては、夜間の患者受入れを行うこと。

##### ウ 大学病院（11病院）

大学病院のうち、400床以上の病床を持ち、医科である病院（8病院）においては、災害拠点病院に準じて対応すること。

※ ア、イ及びウには、重複する病院を含みます。

## (2) 外来医療

### ア 発熱患者等の外来診療を行う病院

外来診療の結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合に検査を実施すること。

### イ 救急告示病院（146病院）

発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈している救急患者であっても対応すること。また、救急患者が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明した場合に備えて、個室を用意すること。

## 第2 診療所 《 新規 》

### 1 全ての診療所に対する依頼

一般患者においても新型コロナウイルス感染症を含む感染症の罹患が判明することから、医療機関に求められる感染防止策を平時から徹底すること。

### 2 診療所の機能に応じた依頼

それぞれの診療所が持つ機能に応じて新型コロナウイルス感染症に係る医療に対応いただくため、以下の事項を依頼しています。

#### (1) 例年発熱患者に対応している診療所（内科や小児科、外科等）

かかりつけ患者が発熱した場合に外来診療を行うこと（発熱外来の指定を受けること）。

かかりつけ患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった場合に電話診療又はオンライン診療を行うこと。

外来診療の結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合に検査を実施すること。

#### (2) 透析クリニック（55診療所）

かかりつけ患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった場合に継続して透析治療を行うこと。

#### (3) 在宅療養支援診療所（383診療所）

当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保している等の要件を満たし、地方厚生（支）局長に届け出て認可を受ける「在宅療養支援診療所」においては、かかりつけ患者が新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった場合に継続して訪問診療を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養になった患者について、県又は保健所設置市からの依頼に応じて、往診を行うこと。